

(答弁書第十九号) 昭和二十二年八月十二日配付

内閣参甲第一六号

昭和二十二年八月八日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員姫井伊介君提出商法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員姫井伊君提出商法改正に関する質問に対する答弁書

日本經濟の民主化を実現することは、ポツダム宣言の受諾に伴う当然の義務である。政府は、持株会社整理委員會令、会社の証券保有の制限等に関する件、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等を制定するとともに、既存の各種法令に經濟民主化の見地から適当な改正を加え、鋭意これが実現を図つてゐる。商法の規定は、これらの經濟民主化法令によつて、既に實質的に重大なる改変を蒙つてゐるので、經濟民主化のためには、必ずしも今直ちに商法を改正する必要があると思われぬ。

商法は經濟活動に関する根本法なので、当面の經濟民主化の過程が一段落した後で、更に恒久的な根本的な立場から商法全般にわたつて再検討を加えることが必要にならうかと思われる。